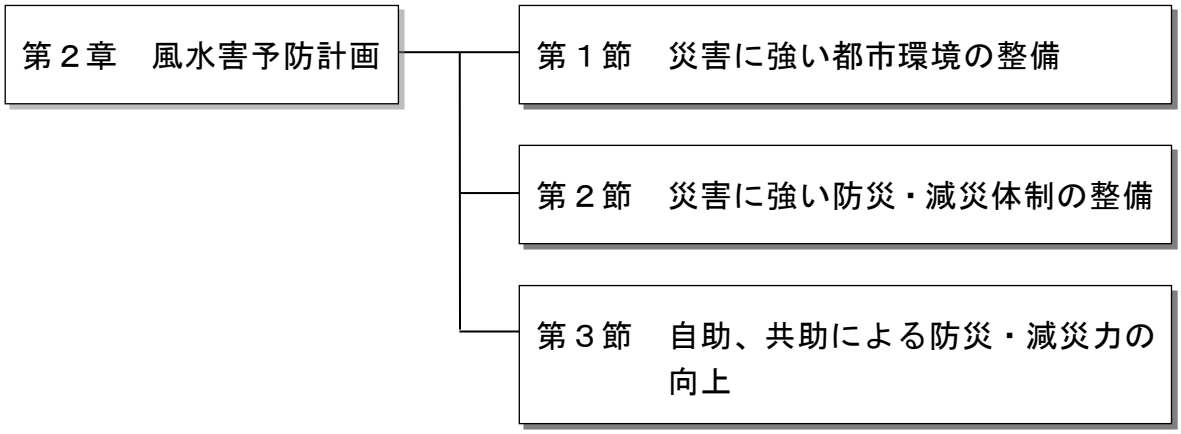
第２章　風水害予防計画

近年、台風や集中豪雨などにより洪水、土砂災害の被害が全国各地で発生している。しかし、これらの災害は、事前に対策を進めることで被害を最小限にとどめることが可能である。

風水害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、風水害予防計画のもと、市民・企業・行政が一体となって総合的な防災・減災対策を推進することが重要である。被害軽減のための対策としては、総合的な治水対策を進めるとともに、災害時の活動体制や資機材等の整備を行い、災害に強い防災・減災体制を推進していくことが必要である。

また、市民一人ひとりが風水害に対して正しい知識を持ち、災害時に適切に行動できるよう防災・減災意識を高めるとともに、自主防災組織など地域住民の連携による活動体制の強化・育成が重要である。

≪施策の体系≫



第１節　災害に強い都市環境の整備

災害による被害を軽減するためには、総合的な治水対策を推進し、災害に強い都市づくりを行うことが必要である。

ライフラインの途絶、交通網の遮断は、応急対策の実施や市民生活に多大な影響を与えることとなるため、これらの都市施設の安全化を図ることが重要である。

また、災害時の円滑な避難、救援・救護活動を行うためには、防災拠点の整備を進めることが必要である。

第１　災害に強い都市づくり

本市は、台風や豪雨による被害を予防し、かつ円滑な応急活動を実施するため、河川、下水道の整備や雨水の流出抑制をはじめとした総合的な治水対策を推進するとともに、地盤災害の予防、交通ネットワークの整備を行うことにより、災害に強い都市づくりを進める。

ここでは、災害に強い都市づくりの推進のために必要な施策を定める。

１．１ 総合的な治水対策の推進【 河川下水道課、農政課、江戸川河川事務所、埼玉県 】

市は、吉川市総合治水計画に基づき、長期的な整備方針としておおむね５年に１回の確率で発生すると想定される降雨（時間雨量おおむね５５ｍｍ）に対して安全な治水施設（河川、雨水排水路、調整池、ポンプ等）の整備を推進する。

国や県は、各河川の整備計画等に基づき、河川改修や放水路、調節池などの整備を推進する。

また、都市化の進展に伴って失われた保水・遊水機能を回復増進するため、農地の保全に努めるとともに、調整池、雨水貯留浸透施設等の整備を推進する。

１　河川施設の整備【 河川下水道課、江戸川河川事務所、埼玉県 】

河川管理者は、大雨等による河川の堤防及び河道の被害を最小限にとどめるため、河川改修等を実施するとともに、災害時における被害状況等の情報収集体制の充実を図る。

＜現況＞

□市内河川一覧

水系	河川名		河川管理者（市内の区間）
利根川水系	江戸川	一級河川	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所
	中川	一級河川	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 （上流端：松伏町下赤岩 1672-1 地先から下流） 埼玉県（国管理区間上流端から上流）
	大場川	一級河川	埼玉県
	第二大場川	一級河川	埼玉県
	新方川	一級河川	埼玉県
	西大場川	準用河川	吉川市
	上第二大場川	準用河川	吉川市

＜計画＞

① 江戸川（江戸川河川事務所）

首都圏氾濫区域堤防強化対策や吉川市鍋小路地区河川防災ステーション等の整備を推進する。

② 中川（江戸川河川事務所）

中川･綾瀬川流域治水プロジェクトに基づき､河川の拡幅や堤防等の整備を推進する。

③ 大場川・第二大場川（埼玉県）

河川の拡幅や調節池等の整備を推進する。

④ 上第二大場川（吉川市）

準用河川改修事業全体計画を踏まえ、河川の拡幅整備を推進する。

2 下水道の整備【 河川下水道課 】

本市の下水道事業は、昭和５３年に中川流域下水道関連事業として、事業認可を得て整備を進めている。

下水道施設の維持管理の充実に努め、浸水被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進するとともに、今後の施設整備においては、地震対策のための耐震化の推進にあわせ、効果的な雨水排水のための排水路、ポンプ施設等の整備・改修を計画的に推進する。

＜現況＞

本市の公共下水道の全体計画区域（雨水）は、９０６ha であり、このうち整備面積は、４７０ha である。（令和５年３月３１日現在）

□雨水施設

主要なポンプ施設

共保雨水ポンプ場　　排水量　　４．４０㎥/s

高久雨水ポンプ場　　排水量　　７．３５㎥/s

＜計画＞

① 下水道（雨水）の未整備区域の整備を推進する。

② 浸水常襲区域の排水ポンプの機能強化や水路、一時貯留施設等の整備などの浸水対策を推進する。

③ 下水道ストックマネジメントに基づいた主要雨水ポンプ場の設備更新を実施する。

3 雨水流出抑制対策の推進【 河川下水道課、農政課 】

市は、雨水の流出量を抑えるため、保水・遊水機能を有する農地等の保全に努めるとともに、公共施設等の建設時には、雨水浸透ますや各種雨水浸透施設の設置に努める。

また、土地区画整理事業等の開発に当たっては調整池等の整備を行うとともに、既成市街地についても浸水常襲区域の被害を軽減するため調整池等の雨水流出抑制対策の推進を図る。

また、市民や事業者に対し、水害対策としての地下浸透及び雨水貯留の意義や効果の啓発を行い、雨水浸透ます及び雨水貯留施設の設置を促進する。

＜現況＞

□市内の主な調整池・調節池 （令和５年４月現在）

名称	容量（㎥）	整備進捗状況
吉川調節池（県）	110,000	整備完了
吉川美南調節池（県）	135,000	整備完了
吉川中央第一調整池（市）	81,000	整備完了
保調整池（市）	671	整備完了
美南１・２丁目、３丁目調整池（市）	26,000	整備完了
東埼玉テクノポリス調整池（市）	59,300	整備完了
吉川美南駅東口１号調整池	101,651	整備中
吉川美南駅東口２号調整池	15,000	整備中

資料）河川下水道課

□農地地目別面積の推移 （各年１月１日現在）

区　分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
総数（ha）	1,352	1,314	1,308	1,290	1,284
田(ha)	1,134	1,105	1,101	1,085	1,080
畑(ha)	218	209	207	205	204

資料）農業委員会

＜計画＞

調整池等の整備を推進するとともに、吉川市まちづくり整備基準条例等に基づき、建築行為、開発行為等に対し、雨水流出抑制施設の設置を指導し、促進する。

農地は、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、生産緑地法等による保全を図る。

１．２ 防災・減災都市づくりの推進【 都市計画課 】

本市は、災害による被害を未然に防止することはもとより、被害を最小限にとどめるため、土地区画整備事業等の各種都市計画を活用するとともに、新市街地の形成にあたっては、浸水想定区域を踏まえた造成計画に努めるなど、都市の防災・減災構造化を図っていく。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第１　災害に強い都市づくり
　　　　１．１　防災・減災都市づくりの推進（P39～40）を準用する。

１．３ 地盤災害の予防【 埼玉県、環境課 】

(1) 地下水の取水規制の推進

地盤の低化をもたらす地盤沈下は、水害の被害を増大させるおそれがある。そのため県では、地盤沈下対策として埼玉県生活環境保全条例に基づき地下水の採取規制を推進するとともに､地盤沈下を防止するために地下水から表流水への水源転換に努めている。

(2) 地盤沈下緊急時対策の推進

本市は、埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱における対象地域として東部地域６市３町に含まれていることから、埼玉県生活環境保全条例施行規則第８２条に規定する地盤の沈下の防止に係る緊急時における知事の要請に応じ、必要な対応を実施する。

１．４ 防災・減災空間の確保【 都市計画課、農政課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第１　災害に強い都市づくり
　　　　１．３　防災・減災空間の確保（P41）を準用する。

１．５ 交通ネットワークの整備【 道路課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第１　災害に強い都市づくり
　　　　１．４　交通ネットワークの整備（P42）を準用する。

１．６ 土地利用の適正化【 都市計画課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第１　災害に強い都市づくり
　　　　１．５　土地利用の適正化（P43）を準用する。

第２　都市施設の安全化

防災・減災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設の都市施設は、日常の市民生活及び社会経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、市及び関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、地震対策のための耐震性の強化等の対策と並行して、風水害時の被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講じるものとする。

２．１ 建築物の安全化【 開発建築課、財政課、教育総務課 】

市は、公共建築物及び一般建築物について耐震化・不燃化と並行し、風水害時の被害軽減のために、浸水及び強風対策の促進を図る。

１　公共建築物の安全化

市は、防災拠点施設及び避難拠点施設となる学校、公民館等については、耐震性の向上を図るとともに、浸水及び強風対策の実施に努める。

また、今後建設される施設については、浸水想定区域を踏まえ、浸水対策を実施する。

２　一般建築物等の安全化

市は、建築物等の所有者、管理者等に対し、建築物の浸水対策、落下対象物等の強風対策の促進を図り、建築物等の安全化を図る。また、地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性について、事前の周知を図り、地下空間を有する施設管理者と連携し、避難誘導等安全体制の確保に十分配慮するとともに、洪水時には迅速かつ的確な情報等の伝達、利用者等の避難のための措置等を講じる。

＜計画＞

①　浸水想定区域内の建築物に関する知識の普及・啓発

市の洪水ハザードマップや国・県などのパンフレットを通じ、建築物の浸水対策や地下空間の浸水対策の概要について普及・啓発を行うものとする。

②　落下対象物等の安全対策

市は、看板等の安全点検及び改修指導に努めるものとする。また、市民等へ屋根、アンテナ等の屋外設置物の固定・補強、外壁や窓の補強等の必要性について、市広報紙やホームページなど、あらゆる機会を通じ、普及・啓発に努めるものとする。

２．２ 道路施設の安全化【 道路課 】

道路施設は、水害により浸水や破損した場合、避難や救出・救護活動、水防活動、応急復旧活動に大きな支障をもたらすことが予想される。このことから、道路施設の安全化は極めて重要な課題である。

県道、市道の各道路管理者は、側溝等の雨水排水施設の維持管理に努めるとともに、既設橋梁の落橋・流失防止対策を進め、災害時の避難や救出・救護等に支障のないように整備推進を図る。

また、浸水時に水深が大きくなることが予想されるアンダーパスや側溝等の危険箇所については、大雨時に危険であることを促す看板の設置等を推進する。

２．３ ライフライン施設の安全化【 水道課、河川下水道課、東彩ガス㈱、東京電力パワーグリッド㈱川口支社、東日本電信電話㈱埼玉事業部 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第２　都市施設の安全化
　　　　２．４　ライフライン施設の安全化（P47～51）を準用する。

２．４ 文化財の災害予防【 生涯学習課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第２　都市施設の安全化
　　　　２．５　文化財の災害予防（P52～53）を準用する。

第３　防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要な機能が防災拠点に集約されていることが必要である。

また、大規模水害時には、家屋の被害、ライフラインの途絶等により、多くの市民が避難を要する場合が予想される。これらの市民の迅速かつ安全な避難を実施するため、平常時から避難に必要な体制の整備を図るものとする。

ここでは、防災拠点の整備の推進のために必要な施策を定める。

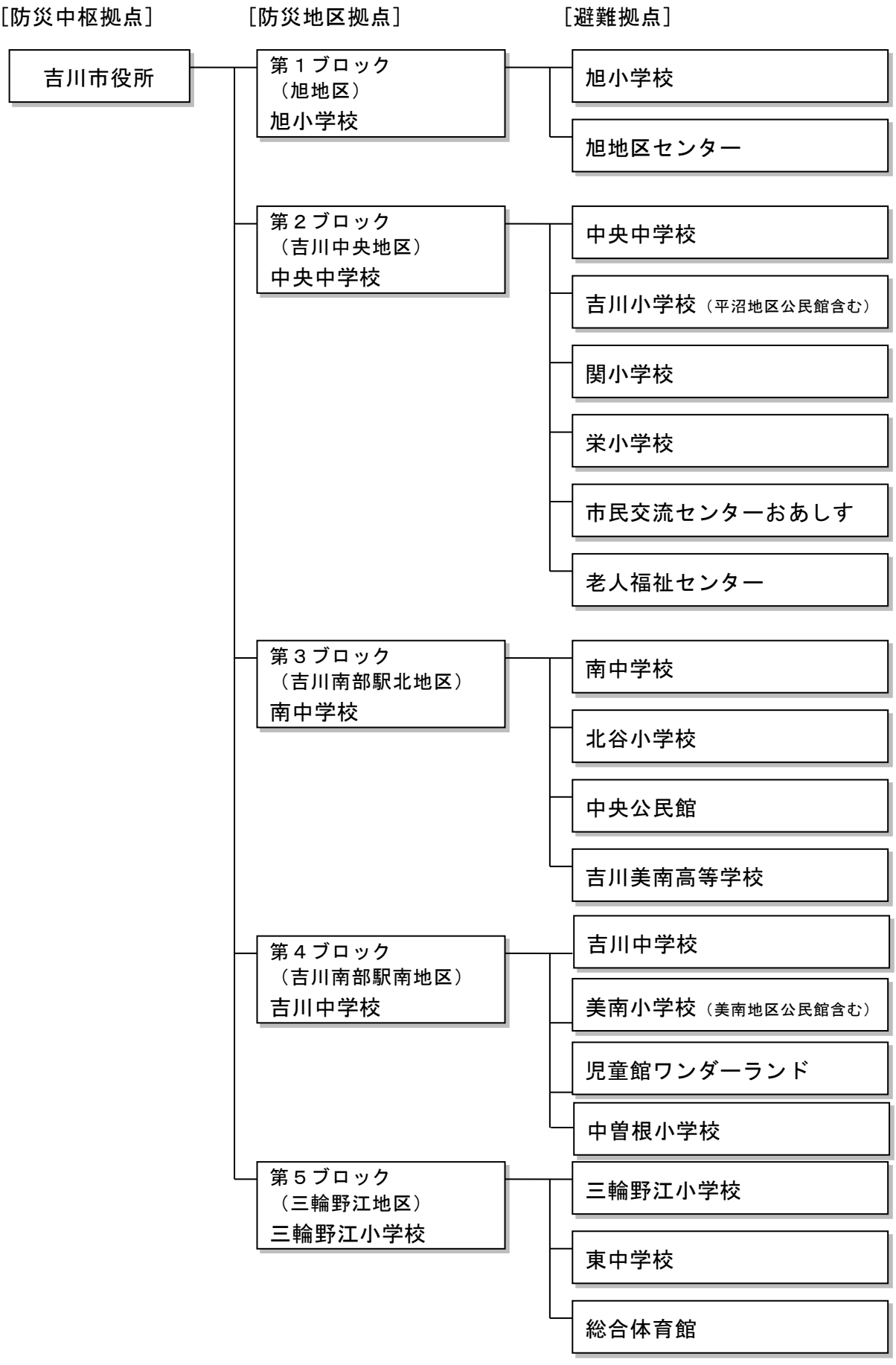
３．１ 防災拠点施設の整備【 危機管理課 】

災害対策本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、長期の避難生活に耐えられる避難拠点、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災地区拠点を各地区に配置するとともに、自衛隊等の活動拠点となる受援拠点を市内に配置する。

また、江戸川右岸に整備する吉川市鍋小路地区河川防災ステーションには、江戸川などの洪水時等における水防活動拠点となる水防センターの整備を推進する。

名称	活動拠点の役割	施設名
防災中枢拠点	・災害対策本部拠点として各地区拠点へ指示 ・各関係機関、県、自衛隊等との連絡調整	吉川市役所 ※市役所が被災した場合は、 吉川松伏消防組合消防本部
防災地区拠点	・防災中枢拠点との連携 ・各地区の応急対策の拠点 ・避難拠点への物資の供給拠点	各防災ブロックごとに次の 指定一般避難所を地区拠点とする。 第１ブロック：旭小学校 第２ブロック：中央中学校 第３ブロック：南中学校 第４ブロック：吉川中学校 第５ブロック：三輪野江小学校
受　援　拠　点	・自衛隊、警察、消防の活動拠点	〈臨時ヘリポート基地〉 美南中央公園 吉川運動公園 〈野営場所〉 吉川運動公園 美南中央公園 旭公園球場 永田公園
避　難　拠　点	・被災者の長期的な避難生活の場となる拠点 ・食料、飲料水等の配給の場となる拠点	指定一般避難所（１９箇所）

□防災拠点の概念図


［防災中枢拠点］
［防災地区拠点］
［避難拠点］
吉川市役所
第１ブロック
（旭地区）
旭小学校
旭小学校
旭地区センター
第２ブロック
（吉川中央地区）
中央中学校
中央中学校
吉川小学校（平沼地区公民館含む）
関小学校
栄小学校
市民交流センターおあしす
老人福祉センター
第３ブロック
（吉川南部駅北地区）
南中学校
南中学校
北谷小学校
中央公民館
吉川美南高等学校
第４ブロック
（吉川南部駅南地区）
吉川中学校
吉川中学校
美南小学校（美南地区公民館含む）
児童館ワンダーランド
中曽根小学校
第５ブロック
（三輪野江地区）
三輪野江小学校
三輪野江小学校
東中学校
総合体育館

３．２ 避難拠点の整備【 危機管理課、教育総務課、都市計画課 】

避難拠点は、浸水等による家屋の被害により生活の場を失った被災者、及び大規模な水害により、生命や身体に危険性の迫った市民が、安全な避難活動を行えるようにするために欠かすことのできないものである。さらに、平常時には市民の防災・減災及び地域のコミュニティ活動として、災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

本市の避難拠点の整備目標は、大規模な水害では、多くの市民が一時避難や避難生活が必要となることが想定され、市の指定一般避難所及び指定緊急避難場所では、避難者の収容能力不足が予想されるため、指定一般避難所及び指定緊急避難場所の整備を推進するほか、中高層の民間建物の所有者や管理者との一時避難の協力体制の整備を図るとともに、国や県、他市区町村と広域避難に向けた検討を進めるものとする。

１　指定緊急避難所・指定一般避難所

災害対策基本法に基づき市長が指定する洪水及び内水氾濫を対象とする指定緊急避難場所及び指定一般避難所を次に示す。なお、指定緊急避難場所及び指定一般避難所については、減災マップ、市ホームページなどにより、広く市民等に周知を図る。

①　指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、大規模な水害により、生命や身体に危険性の迫った市民が一時的に避難する場として、指定一般避難所と同様、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設１８か所（老人福祉センターは、平屋のため除く。）を指定緊急避難場所として指定する。

②　指定一般避難所

指定一般避難所は、住宅の床上浸水やライフラインの停止などにより自宅での生活が困難になった被災者の一定期間の生活の場として、本市の避難拠点である学校や主要な公共施設１９か所を指定一般避難所として指定する。なお、指定一般避難所においては、防災用資機材・備蓄物資などを保管するための防災倉庫や災害用便槽など、避難者の生活環境の改善のための整備を推進するとともに災害時応援協定等による通信環境の確保に努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所及び指定一般避難所は、次の指定基準をおおむね満たす施設を指定するものとする。

□指定一般避難所・指定緊急避難場所の指定基準

	指定基準
指定緊急避難場所	○一時的に大規模水害の発生後の二次災害などの危険から避難する場所として、十分な面積を有する施設であること ○切迫した状況において、速やかに開設される管理体制を有していること ○異常な現象による災害発生のおそれがない場所に立地していること ○浸水想定区域内に立地している場合は、洪水及び浸水に対して安全な構造であることのほか、浸水想定の浸水深の水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること

指定一般避難所	○被災者等の一時的な生活の場として、十分な面積を有する施設であること ○被災者等の受入れや被災者等への物資等の配布が可能な施設であること ○災害による影響が少ない場所に立地している施設であること ○物資の輸送等が容易な場所に立地している施設であること

本市の指定緊急避難場所は、次に示すとおりである。

なお、本市は、市全域が浸水する可能性も想定されていることから、近隣市町と調整し、市外の指定緊急避難場所、指定一般避難所を予め指定しておくなど、近隣市町と連携した取り組みを推進し、市民の安全確保に努める。

□指定緊急避難場所一覧

番号	防災ブロック		名称	所在地	収容可能面積	想定
	区分	拠点			2階以上	収容人数
1	第1	○	旭小学校	南広島 1940	684	342
2	第1		旭地区センター	旭 6-4	233	116
3	第2	○	中央中学校	中央 2-21-1	1,324	662
4	第2		吉川小学校	平沼 73	1,760	880
5	第2		関小学校	吉川団地 1-10	1,536	768
6	第2		栄小学校	中央 3-26-1	1,260	630
7	第2		市民交流センター おあしす	きよみ野 1-1	265	132
8	第3	○	南中学校	保 672	1,260	630
9	第3		北谷小学校	高富 857	1,320	660
10	第3		中央公民館	保 577	483	241
11	第3		吉川美南高等学校	高久 600	1,597	798
12	第4		中曽根小学校	中曽根 2-4	1,260	630
13	第4		美南小学校	美南 4-17-3	1,792	896
14	第4		児童館 ワンダーランド	美南 5-3-1	196	98
15	第4	○	吉川中学校	美南 5-17-1	1,498	749
16	第5	○	三輪野江小学校	加藤 641	804	402
17	第5		東中学校	上笹塚 3-104-1	768	384
18	第5		総合体育館	上笹塚 1-58-1	180	90
合計（18か所）					18,220	9,108

注）○は各ブロックの地区拠点である。

注）収容可能面積の単位は「㎡」、収容能力の単位は「人」。

注）想定収容人数は、一人当たりの専有面積を2㎡として計算した。

注）２階以上の収納可能面積は、学校において特別教室（校長室、職員室、保健室、家庭科室、図書室など）を除いた面積とした。

本市の指定一般避難所は、次に示すとおりである。

本市全体の指定一般避難所の長期的収容能力は、現在約４，３００人（全人口の５．９％）であり、避難者が収容しきれない場合は、小・中学校の校舎等で補完するものとする。

□指定一般避難所一覧・□防災ブロック別避難所の収容能力

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第２　防災拠点の整備
　　　３．２　避難拠点の整備
　　　□指定一般避難所一覧、□防災ブロック別避難所の収容能力（P60）を準用する。

２　指定福祉避難所

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第２　防災拠点の整備
　　　３．２　避難拠点の整備
　　　(2) 要配慮者スペースがある指定一般避難所（P61）、(3)指定福祉避難所の指定（P62）を準用する。

３　民間施設における一時避難場所の確保

大規模な水害時に、指定緊急避難場所、又は浸水が予想される区域外へ避難する時間がなくなった市民等が、中高層の民間建物を緊急一時的に避難・退避できる場所として利用できるよう、建築物の所有者や管理者との協定締結等の協力体制の構築に努めるものとする。

４　広域避難に向けた検討

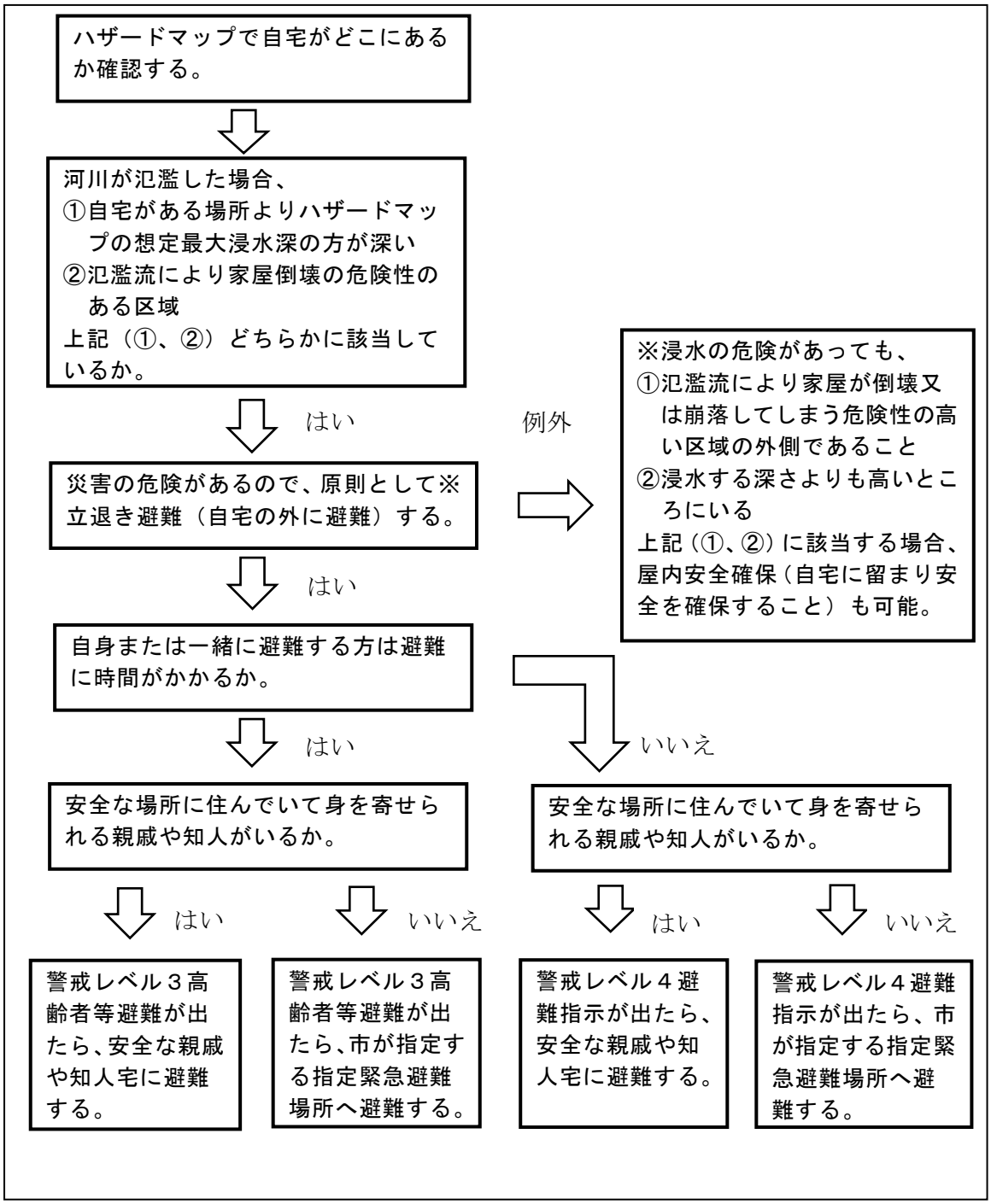
市域を超える広域避難を円滑に実施するため、国や県、他市区町村などと広域避難に向けた避難方針などを検討する。

３．３ 避難路の整備【 道路課、危機管理課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第１節　災害に強い都市環境の整備
　　　第３　防災拠点の整備
　　　３．３　避難路の整備（P62）を準用する。

□水害時の避難行動フロー（例）



第２節　災害に強い防災・減災体制の整備

本市に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速、適切、かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の緊急時の対応力の強化を図り、人・物・情報を総合的に管理し、効率的、一体的に機能する災害に強い防災・減災体制を構築する。

第１　災害活動体制の整備

災害時には、迅速かつ適切な応急活動が重要である。また、あわせて、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務がある。このため、初動体制をはじめとする緊急対応体制、応援協力体制等の災害活動体制を整備するとともに、災害時にあっても優先度の高い通常業務が適切に継続できる体制を整備する。

ここでは、災害活動体制の整備に関し必要な施策を定める。

１．１ 活動マニュアル等の整備【 危機管理課、各課 】

⑴ 活動マニュアルの作成

個々の職員が、常に気象状況等に注意し、災害の発生のおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、状況に応じて迅速で的確な対応ができるよう、実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

活動マニュアルの内容は、次の事項とする。

① 災害時における各職員が果たすべき役割（災害対策業務の内容）
② 災害時における体制（動員体制等）
③ 災害時における参集方法及び参集基準
④ 夜間、休日における緊急連絡網

⑵ 避難所開設運営マニュアル、運営体制の整備

⑶ 業務継続計画（ＢＣＰ）の作成

⑷ 罹災証明書の発行体制の整備

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
第１　災害活動体制の整備
１．１　活動マニュアル等の整備
⑵ 避難所開設運営マニュアル、運営体制の整備
⑶ 業務継続計画（ＢＣＰ）の作成
⑷ 罹災証明書の発行体制の整備
（P65～66）を準用する。

(5) 事前行動計画（タイムライン）の作成

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない大震災とは異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能である。

予め、時系列の災害対応を整理した事前行動計画（タイムライン）を作成するものとする。なお、作成後は、計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組みを実施するものとする。

１．２ 配備体制の整備【 危機管理課 】

災害の発生のおそれがある場合、又は災害が発生した場合は、速やかに情報収集や防災・減災対策を行えるよう、あらかじめ配備体制を定める。

また、近年は、予想のつかない局地的な集中豪雨等が発生し、家屋の浸水や道路の浸水などの被害が生じている。これらの突発的な集中豪雨等に対応するため、あらかじめ参集基準及び防災要員を定めるなど、緊急初動体制の整備を図る。

１．３ 職員訓練の充実【 危機管理課、各課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第１　災害活動体制の整備
　　　　１．２　職員訓練の充実（P66）を準用する。

１．４ 応援協力体制の整備【 危機管理課 】

１　河川管理者の協力事項

(1) 国土交通省関東地方整備局長

河川管理者国土交通省関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供

② 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

③ 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

④ 重要水防箇所の合同点検の実施

⑤ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

⑥ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

⑦　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(2) 埼玉県知事

河川管理者埼玉県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

①　水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報等）の提供

②　水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定ごとの氾濫到達市区町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

③　堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知

④　重要水防箇所の合同点検の実施

⑤　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

⑥　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

⑦　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2　水防協力団体の指定、監督、情報の提供

市は、次に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体の申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに､その業務について報告させることができる。なお、国、県及び市は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

(1) 水防協力団体の業務

①　水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

②　水防に必要な器具、資材、又は設備の保管、提供

③　水防に関する情報又は資料の収集、提供

④　水防に関する調査研究

⑤　水防に関する知識の普及、啓発

⑥　前各号に附帯する業務

その他の事項については、次に示す項目を準用する。

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
第２章　震災予防計画
第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
第１　災害活動体制の整備
１．３　応援協力体制の整備（P66）を準用する。

１．５ 水防管理団体体制の整備【 危機管理課、江戸川水防事務組合 】

本市は、三郷市、春日部市及び松伏町と共同し、水防法第４条の規定により、埼玉県知事から指定された指定水防管理団体として、江戸川水防事務組合を組織している。

江戸川水防事務組合は、江戸川の洪水等の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的としている。

今後とも、江戸川水防事務組合で作成する水防計画書に基づき、水防に関する調査研究及び水防団の訓練の実施、水防資機材の整備などを行い、事前に水害に備えるとともに、水害の発生のおそれがあるとき、又は水害が発生した際には、河川巡視や応急復旧等を実施する体制の強化を図る。

□江戸川水防事務組合の概要

河川名	江戸川右岸
区域	自　春日部市西親野井３４６番地５地先 至　三郷市高州４丁目１４９番地１地先（距離３２㎞）
管理者	三郷市長
副管理者	吉川市長、春日部市長、松伏町長
管轄県土整備事務所	埼玉県越谷県土整備事務所
管轄河川事務所	江戸川河川事務所
水防本部（担当課）	三郷市（危機管理防災課）

出典）「令和 5 年度江戸川水防事務組合水防計画書」江戸川水防事務組合

１．６ 水防計画等の作成【 江戸川河川事務所、埼玉県、江戸川水防事務組合 】

水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材、設備の整備及び運用について計画するものであり、本市に係る水防計画としては、水防法第７条の規定に基づき埼玉県が、また、同法３３条第１項の規定に基づき江戸川水防事務組合が水防計画を作成している。

また、江戸川河川事務所においても、同様の内容を定めた洪水対策計画書を作成している。

本市は、これらの計画に基づき、水防体制の整備及び水防活動などに当たる。

第２　災害情報収集伝達体制の整備【 危機管理課 】

災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が防災・減災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面のシステムを構築する必要がある。

特に、通常の勤務時間以外に災害が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

ここでは、災害時における情報収集伝達体制の整備に必要な施策を定める。

【施策の内容】

第２編　震災対策計画

第２章　震災予防計画

第２節　災害に強い防災・減災体制の整備

第２　災害情報収集伝達体制の整備（P69）を準用する。

第３　避難活動体制の整備

大河川の外水氾濫については、市域の大部分が浸水することが想定されることから、多くの市民が避難を要する場合が予想される。

外水氾濫の危険が迫った場合、又は外水氾濫が発生した場合に、市民の迅速かつ安全な避難を実施し、水害による人的被害を軽減するため、平常時から避難に必要な避難活動体制の整備を図るものとする。

３．１ 避難計画の作成【 危機管理課 】

災害による家屋の浸水、流失、ライフラインの途絶などの被害を被った被災者や危険性の迫った市民の迅速かつ的確な避難を実施し、人的被害の軽減と避難者の援護を図るため、その事態に対応した避難計画を作成する。

避難計画の主な内容は、次の事項とする。

①　避難情報発令の実施責任者
②　避難情報の発令基準
③　避難情報の明示事項（避難の対象地域、理由、避難経路、避難先など）
④　避難情報の伝達方法
⑤　避難想定人口
⑥　避難の方法
⑦　避難の誘導体制・方法
⑧　避難行動要支援者の避難支援体制

３．２ 避難誘導体制の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課 】

市は、大規模水害時には、多くの市民の避難が想定され、また、避難行動要支援者の避難支援が必要なことから、消防本部、消防団、自主防災組織、自治会等と調整を図るとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成を推進し、地域連携による避難誘導体制の確立を図る。

３．３ 避難所運営体制の整備【 危機管理課 】

市は、避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、運営組織の構成や運営方法、業務内容、各種報告の様式などを記載した避難所開設運営マニュアルなどを作成するとともに、防災・減災、福祉、保健衛生などの庁内組織体制の整備を図る。また、避難所の施設管理者や自主防災組織、自治会等と調整し、運営体制の確立を図る。

第４　非常用物資の備蓄

災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を推進する。

なお、本市においては、大規模水害時には市域の大部分が浸水することから、避難者数の想定は、困難である。

このため、備蓄物資の数量等については、**『第２編 第２章 第２節「第３　非常用物資の備蓄」(P71～76)』**を準用する。

また、市では、大規模水害時に不足する物資等を確保するため、他市町村との応援協定や民間業者との協定等により備蓄体制を整備する。

４．１ 食料供給体制の整備【 危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第３　非常用物資の備蓄
　　　　３．１　食料供給体制の整備（P71～72）を準用する。

４．２ 給水体制の整備【 水道課、危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第３　非常用物資の備蓄
　　　　３．２　給水体制の整備（P72～74）を準用する。

４．３ 生活必需品供給体制の整備【 危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第３　非常用物資の備蓄
　　　　３．３　生活必需品供給体制の整備（P74～75）を準用する。

４．４ 防災用資機材の備蓄【 危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第３　非常用物資の備蓄
　　　　３．４　防災用資機材の備蓄（P75～76）を準用する。

４．５ 水防用資機材の備蓄【 危機管理課、江戸川水防事務組合、河川管理者 】

水害時の応急対策活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努める。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧等にも対応できるよう整備に努めるものとする。

□備蓄資機材品目（例）

・鋸　・掛矢　・鉄ハンマー　・スコップ　・ツルハシ　・斧　・丸太　・鉄杭
・ロープ　・土のう　・１ｔ土のう　・ペンチ　・発電機　・コードリール
・照明具　・排水ポンプ　・バンセン　・ゴムボート

第５　消防・救急体制の整備【 消防本部 】

風水害時の消防活動、救助活動に対応するため、消防車両及び資機材等を計画的に整備するとともに、消防活動、救助活動、救急救命活動に係る高度な知識を持った消防人員の育成を図り、消防・救急体制の整備を図る。また、あわせて、大規模な災害に備え、消防相互応援協定の円滑な運用体制の整備を図る。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第４　消防・救急体制の整備（P77～85）を準用する。

第６　災害時医療体制の整備【 健康増進課、危機管理課、消防本部、関係機関 】

大規模な災害が発生した場合、災害時における応急医療体制を確保するため、平常時から初動及び後方医療体制、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

ここでは、災害時の医療体制の整備に必要な施策について定める。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第５　災害時医療体制の整備（P86～89）を準用する。

第７　緊急輸送体制の整備【 道路課、財政課、危機管理課 】

災害発生後の市内において効率的な緊急輸送を行うため、地域の状況に基づいて、あらかじめ県、近隣市町、関係機関、関連企業と協議の上、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

ここでは、緊急輸送体制の整備の推進のために必要な施策を定める。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第６　緊急輸送体制の整備（P90～93）を準用する。

第８　応急住宅対策【 都市計画課、開発建築課、吉川美南駅周辺地域整備課、工事検査課 】

災害による家屋の浸水、流失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに住宅の応急修理の措置や仮設住宅を供給することが必要である。

ここでは、応急住宅対策の実施のための必要な体制の整備を定める。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第７　応急住宅対策（P94）を準用する。

第９　要配慮者の安全対策

平成２８年１０月に発生し、東北地方に上陸した台風１０号による災害時には、要配慮者利用施設（高齢者施設）の入居者が犠牲になったことから、避難勧告等の発令・伝達や高齢者の避難支援についての課題が明らかになった。また、平成３０年７月に発生した平成３０年７月豪雨（西日本豪雨）においても、被災地全体のうち６０歳以上の高齢者の死者数は約７割であり、改めて、高齢者などに配慮した避難を行うための情報伝達が十分に行われなかったこと、また、安否確認が円滑に進まなかったことなどの課題が浮き彫りになった。

ここでは、災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者や障がい者及び言葉の文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人等のいわゆる要配慮者の安全確保に必要な施策を定める。

９．１ 避難行動要支援者の安全対策【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、消防団、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等 】

９．２ 在宅の要配慮者全般の安全対策【地域福祉課、障がい福祉課、長寿支援課、市民参加推進課、市民課、危機管理課 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第８　要配慮者の安全対策
　　　　８．１　避難行動要支援者の安全対策（P95～97）
　　　　８．２　在宅の要配慮者全般の安全対策（P97～98）を準用する。

９．３ 要配慮者利用施設の安全対策【 危機管理課、障がい福祉課、長寿支援課、保育幼稚園課、子育て支援課、健康増進課、教育総務課、社会福祉施設、事業所等 】

１　市による安全対策

市は、水防法第１５条の規定に基づき、浸水想定区域内の次に掲げる施設について、利用者などの洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため、あらかじめ施設の名称や所在地、連絡先等を把握し、洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、国や県などとともに、避難確保計画又は浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置、訓練の実施など、自衛水防の取組みを支援し、地域水防力の向上を図る。

なお、各施設への洪水予報等の伝達方法は、ファクシミリ、電子メール又は電話を基本とする。

(1) 要配慮者利用施設

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災・減災上の配慮を要する者が利用する施設（保育所(園)、幼稚園、学校、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院など）

(2) 地下街等

地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（延べ面積が1,000 ㎡以上の地下街又は地階の床面積の合計が 5,000 ㎡以上の防火対象物など）

(3) 大規模工場等

大規模な工場その他の施設であって洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる施設（国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当する施設で、その施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。延べ床面積が 10,000 ㎡以上の工場、作業所又は倉庫など）

『【資料】第３．１「浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧」』参照

２　施設の所有者又は管理者による安全対策

市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、水防法に基づき、避難確保計画又は浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置、訓練の実施など、自衛水防の取組みを実施する。なお、避難確保計画又は浸水防止計画を作成した場合、また、自衛水防組織を設置した場合は、市長へ報告する。

□水防法による施設の所有者又は管理者の措置等

事業所等	要配慮者利用施設	地下街等	大規模工場等
措置の義務付け	義務（自衛水防組織の設置は任意）	義務	努力義務（自衛水防組織の設置は任意）
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施 （自衛水防組織を設置した場合） ・業務に係る活動要領	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 ・自衛水防組織の設置	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施 （自衛水防組織を設置した場合） ・業務に係る活動要領

その他の事項については、次に示す項目を準用する。

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第８　要配慮者の安全対策
　　　　８．３　要配慮者利用施設の安全対策
　　　　（P99）を準用する。

第１０　遺体の埋・火葬対策【 危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第１０　遺体の埋・火葬対策（P103）を準用する。

第１１　文教対策【 学校教育課、小・中学校 】

災害時において、乳幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため事前計画を策定する。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第２節　災害に強い防災・減災体制の整備
　　　第１２　文教対策（P104）を準用する。

第３節　自助、共助による防災・減災力の向上

市民や地域、事業所等の日ごろの災害への備えと災害時の的確な対応が被害を軽減する上で最も大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。このことから、自主防災組織の育成強化、市民の防災・減災思想、防災・減災知識の普及・啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民や地域、事業所等との連携による防災・減災体制の構築を推進する。

また、災害時に身体、生命を守る自衛能力が不足している高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した防災・減災体制の整備を推進する。

第１　防災・減災意識の高揚

水害による被害を防止し、又は軽減するためには、市及び防災関係機関等による各種の災害対策の推進とともに、市民の果たす役割が極めて大きい。

そのため、市は、市民に対し生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災・減災学習に取り組むための環境の整備を行う。

１．１ 啓発活動の推進【 危機管理課 】

市民を対象とする防災・減災知識の普及を図るため、啓発資料の作成及び防災・減災教育用設備や資機材の貸出し、講演会や研修会、出前講座の開催等を行う。

また、市ホームページも活用した防災・減災広報の充実を図りつつ、災害に対する知識の普及や防災・減災意識の高揚に努める。

(1) 広報紙等による防災・減災知識の普及

市発行の広報紙や市ホームページに水害の予防や対策などに関する情報を掲載し、水害に係る防災・減災知識の普及・啓発を図る。

(2) 洪水ハザードマップ・内水ハザードマップの作成配布

河川の氾濫により想定される浸水区域や浸水深、浸水継続時間、早期の立退き避難が必要な区域などの浸水関連情報と避難場所、避難時危険箇所、避難情報の伝達方法などの避難方法等に係る情報をまとめた洪水ハザードマップを作成し、市民に周知する。

また､本市では､台風や集中豪雨などの大雨時に内水氾濫が発生していることから、過去の道路冠水実績などを表示した内水ハザードマップを作成し、市民に周知する。

(3) 埼玉県防災学習センター等の周知

埼玉県の防災環境や地震、暴風雨などの災害時の対処方法など、市民の自発的な防災・減災学習の促進を図るため、埼玉県防災学習センター等の周知を図る。

(4) 災害情報入手手段の普及・啓発

市民が自ら災害情報などを入手できるよう市や県、携帯電話事業者などで行っている地震や気象警報などのメール配信サービスを周知し、登録を促進する。

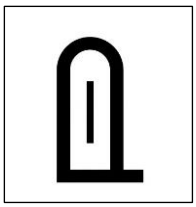
(5) 過去の災害教訓の周知

市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

＜現況＞本市における「自然災害伝承碑※」の登録・公開状況は次のとおりである。

No.	碑名	災害名	災害種別	建立年	所在地	登録公開日
1	協同碑（きょうどうひ）	明治 23 年台風（1890 年 8 月）	洪水	1894 年	大字川藤　木売落悪水路敷地（県道川藤野田線沿い）	R4.9.29
2	重修加藤樋之碑（ちょうしゅうかとうといのひ）	明治 29 年の大洪水（1896 年 9 月 12 日）	洪水	1900 年	大字吉屋 717 番地先、新田用水路敷地内	R4.9.29
3	大威徳明王（だいいとくみょうおう）	安永元年～2 年の洪水（1772 年～1773 年）	洪水	1774 年	大字加藤 745 番地先、道路脇	R4.9.29

※国土交通省国土地理院が令和元年(2019)に作成した新しい地図記号。
国土地理院は、災害伝承や先人の教訓を地域防災に役立てるため、全国の市区町村と連携し、自然災害伝承碑の位置や伝承内容を集約し、国土地理院の公式ホームページで公開している
（令和 5 年 12 月 21 日現在：全国 591 市町村、2,068 基）。



1．2 市民による防災・減災力の向上【 市民等 】

市民は、自分自身や家族の命、身体、財産などを守るため、自ら防災・減災意識を高めるとともに、日ごろから災害に備えた防災・減災対策に取り組むなど、防災・減災力の向上に努める。特に、水害時に被害を防止し、又は軽減するため、土のうの備蓄や避難場所・避難経路の確認、避難情報などの入手方法の確認など、家庭内での水害対策に取り組むよう努める。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　自助、共助による防災・減災力の向上
　　　第１　防災・減災意識の高揚
　　　　１．２　市民による防災・減災力の向上（P108）を準用する。

1．3 防災・減災教育の推進【 危機管理課、学校教育課、消防本部、事業所等 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　自助、共助による防災・減災力の向上
　　　第１　防災・減災意識の高揚
　　　　１．３　防災・減災教育の推進（P108～109）を準用する。

第２　防災・減災訓練の充実

災害時の応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災・減災訓練を実施し、災害に備えておく必要がある。このため、防災・減災業務に従事する関係者の防災・減災実務の習熟と実践的能力を涵養し、防災関係機関、市民との連携と防災・減災体制の強化を目指し、防災・減災訓練を継続的に実施していく。

また、市民は、防災・減災対策の重要性を理解し、各種の防災・減災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災・減災会議の実施等の防災・減災行動を継続的な実施に努める。

２．１ 防災・減災訓練の種類【 関係機関 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　自助、共助による防災・減災力の向上
　　　第２　防災・減災訓練の充実
　　　　２．１　防災・減災訓練の種類（P110～111）を準用する。

２．２　水防訓練【 江戸川水防事務組合 】

江戸川水防事務組合は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防についての実務の習熟と技術の習得を図るため、水防計画に基づき、水防団、消防機関及び水防協力団体等の協力を得て毎年１回水防訓練を行う。

第３　自主防災組織等の育成・強化

大規模な災害時には、市、消防、警察等の防災関係機関は、組織の全機能を挙げて防災・減災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁の損壊や通信施設の途絶等により災害対策活動が阻害されることが予想される。

そこで、市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るために自主的な防災・減災活動を行う組織が必要となってくる。

このような防災・減災活動が効果的に行われるよう、地域ごとに自主的な防災組織の育成を図るとともに、日ごろから防災・減災意識の高揚と防災・減災知識の普及に努め、防災・減災体制の強化を推進するものとする。

３．１ 水害対策の協力体制の整備【 危機管理課 】

大規模な水害や近年の突発的かつ予測不能な集中豪雨の際は、市の職員で対応することが困難なことが予想されるため、以下のような自主的な予防対策及び水防活動が行えるよう自主防災組織等との協力体制を整備する。

(1) 予防対策

① 浸水常襲地域（道路・建物など）の把握
② 土のうの一時保管場所の提供
③ 避難行動要支援者の把握、避難支援者の選定

(2) 水防活動

① 土のうの配付・回収
② 道路の一時通行止め
③ 被害状況の把握・報告
④ ポンプの設置・操作
⑤ 避難行動要支援者の情報伝達・避難支援

３．２ 地域の自主防災組織の育成【 危機管理課、消防本部 】

３．３ 事業所等の自主防災組織の育成【 危機管理課、商工課、消防本部 】

【施策の内容】

第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　市民の協力による防災・減災対策
　　　第３　自主防災組織等の育成・強化
　　　３．１　地域の自主防災組織の育成（P112～113）
　　　３．２　事業所等の自主防災組織の育成（P113～114）
　　　を準用する。

３．４ 地区防災計画の策定【 危機管理課 】

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　自助・共助による防災・減災力の向上
　　　第３　自主防災組織等の育成・強化
　　　　３．３　地区防災計画の策定（P114）を準用する。

第４　災害ボランティアとの連携【 地域福祉課、危機管理課 】

災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を担うことから、市は、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力の仕組みを平常時から構築しておく必要がある。

ここでは、災害時にボランティアとの連携協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。

【施策の内容】
第２編　震災対策計画
　第２章　震災予防計画
　　第３節　市民の協力による防災・減災対策
　　　第４　災害ボランティアとの連携（P115）を準用する。